

1 集落法人の設立合意までの手順

まずは、市町やJAなどに相談し、集落営農について情報収集するとともに、様々なところで開催されている研修会に参加し、他の地域では何を考え、どうしてきたのか勉強してみましょう。

【手順例】

○ 市町などが開催する集落法人化研修会に参加



① 集落営農について検討する仲間を募る



② 地域の仲間で話し合い 《これからの集落営農について》



③ 地域の話し合い 《これからの集落営農について》



④ 地域の農業の現況を整理 《農地利用、農業機械、担い手など》



⑤ 地域の農業ビジョン（案）の作成



⑥ 先進地視察、研修会の開催



⑦ 地域での話し合い 《地域の農業ビジョンについて》

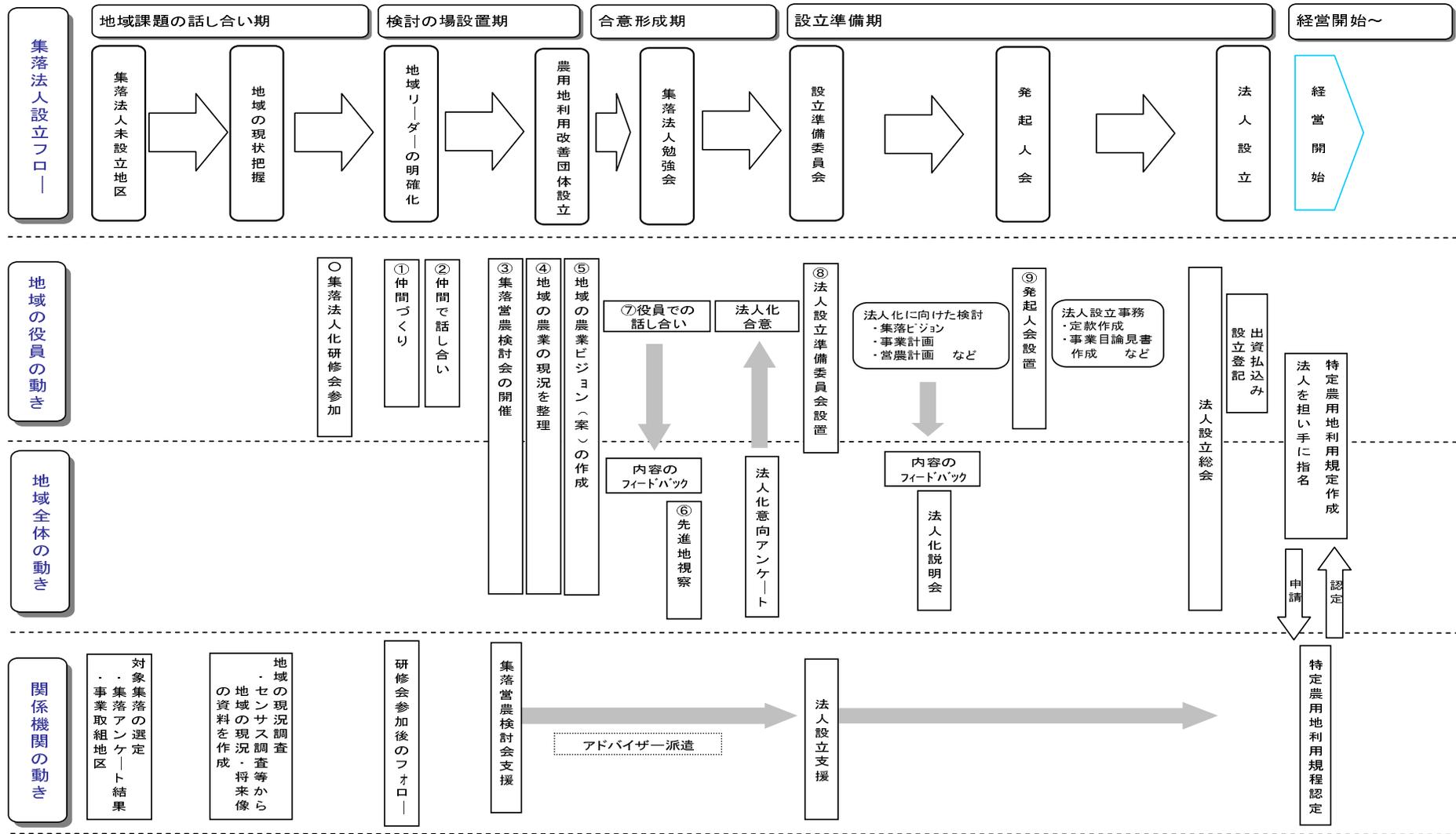


⑧ 法人設立準備委員会設置



⑨ 発起人会の設置

図 II-1 集落法人設立の流れ【全戸参加型集落法人】（イメージ）



(1) 集落営農について検討する仲間を募る

これからの地域の農業をどうしていくべきか、地域農業集団や中山間直払い取組み組織の役員など気兼ねのない仲間で、気軽に話し合うことから始めましょう。

(2) 地域の仲間で話し合い 《これからの集落営農について》

近年、特に農業者の高齢化、農業所得の低迷による農業への関心の低下や意欲の減退から、「地域の農業がどうあるべきか」について話し合いもなされていないことが多いようです。

個別に話せば、地域の農業者の高齢化や耕作放棄地の増加が問題として提起されていますが、「みんなで考えよう」との姿勢とはならないのです。

そこで、まず、「地域の農業にはどんな問題があるのか」、「これからの農業をどうしていくべきか」等を話題に話し合ってみましょう。

また、近隣の地域や、市町などの取組みについて、市町・JA・県等の担当者の話を聞いてみましょう。

(3) 地域での話し合い 《これからの集落営農について》

地域内には、様々な組織があります。

仲間で話し合った地域の農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などの問題や今後の方向性などをみんなで話し合ってみましょう。

その場合、KJ法等による問題整理の手法を活用しましょう。

【参照】 II 集落法人設立までのステップ 2 話し合いの手法 (23ページ)

また、地域の人材を活かし、それぞれの立場から集落営農を具体的に検討していくため、集落営農検討会を設立したり、地域の農用地の利用調整を行うため、農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用改善団体を設立することも有効な手段です。

(4) 地域の農業の現況を整理して将来を予想する

「農業・農村の現状がどう動いているのか」について、感覚的には誰もが感じていますが、「実際に具体的な動きがどうなっているのか」つかみ切れておらず、また、地域や集落、組織等のニーズが十分把握されていないのが現実です。

そこで、地域のリーダーやサブリーダー等は、地域の人々との接触の中で、ニーズの把握や情報提供を行っていく必要があります。

具体的には、次のような整理が必要です。

- 地図等を利用した農用地の利用状況と、5年後、10年後の予想
- 農業機械・施設の所有状況
- 農作業受委託の状況と、5年後、10年後の予想
- 個別の営農の意向（担い手の有無、経営面積の拡大・縮小など）
- 地域内及び周辺の担い手の状況（認定農業者、集落法人など）

この時、アンケート調査を実施することも有効です（アンケート調査事例1参照）。ただし、集落営農について十分な議論もないまま、法人化の意向などについての質問はすべきではなく、現状把握の範囲内で留めておくべきです。

【参照】 II 集落法人設立までのステップ 3 地域の現況調査(25ページ)、4 アンケート調査の方法(28ページ)

(5) 地域の農業ビジョン（案）の作成

先進的な地域では、「むらづくりマップ」といったイラストやフロー図のように図式化したものをビジョンとして共有しています。また、地域内の農用地の利用調整をとりまとめたビジョンとして、（特定）農用地利用規程があります。（特定）農用地利用規程は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用改善団体が作成し、市町の認定を受けたものです。

【参照】 V 集落法人の設立 10 特定農業法人制度 (123ページ)

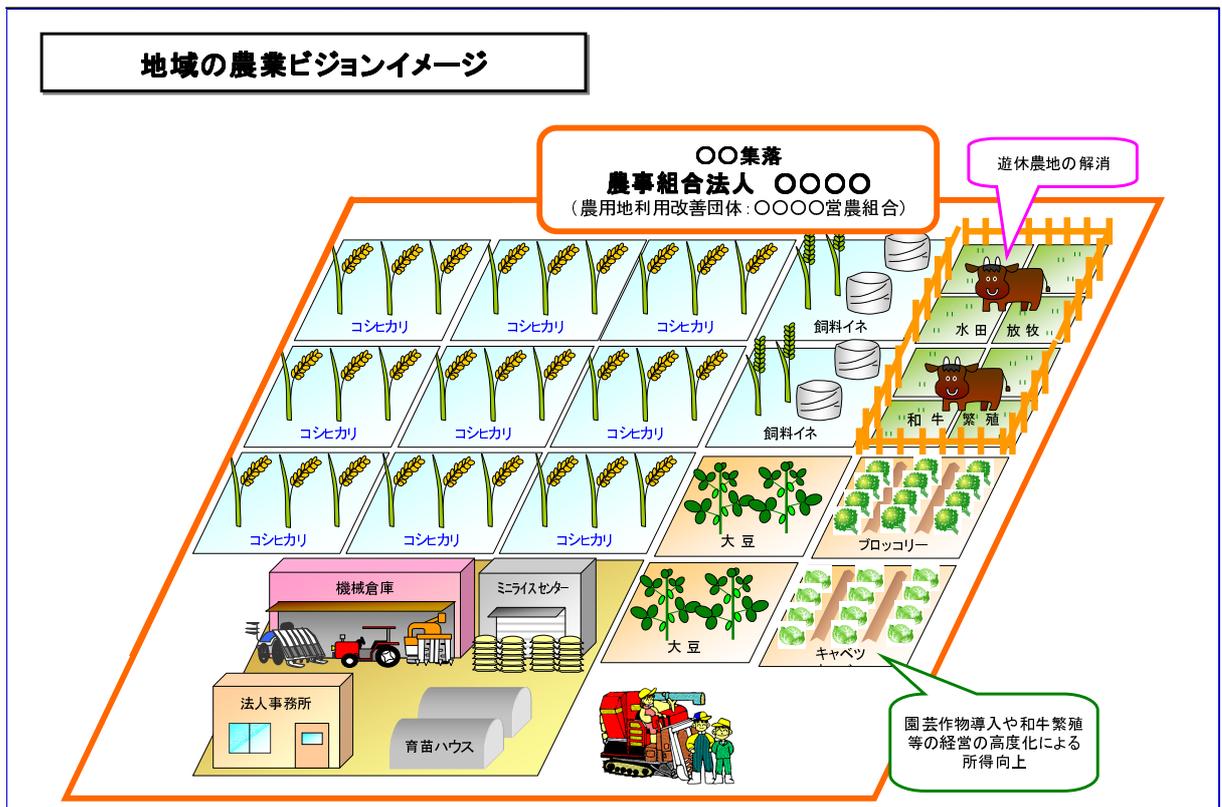


図 II-2 地域の農業ビジョンの例

(協力：西部農業技術指導所)

ビジョン策定にあたって、その中心となる地域の営農をどのようにしていくかを明確にする必要があり、効率的な地域農業を実現する一つの手法として「集落営農の法人化」が有効です。

そこで、ビジョンに引き続き、次のような内容をまとめた集落法人経営計画を作成します。

- 集落全体の土地利用計画
- 集落法人の組織体制、出資金額の設定
- 水稻など土地利用型作物、野菜など高収益作物、それぞれの営農を実施するために必要な施設・機械導入計画
- 各部門の収支計画
- 地代、畦畔・水管理料の設定

(6) 先進地視察、研修会の開催

地域営農ビジョンの作成と並行して、地域全体で集落営農について検討する動機付け、さらには、集落営農とは何か、集落法人とは何かを理解してもらうため、集落法人などへの先進地視察、また、講演など研修会を開催しましょう。

会の中では、なかなか発言することも難しいでしょうから、終了後、メモ用紙を配布し、出席者から意見や疑問、感想などについて集約するなど、様々な機会を通じて、疑問や不安な点の解消に努めましょう。

(7) 地域での話し合い 《地域の農業ビジョンについて》

集落営農検討会などが中心となって作成した地域の農業ビジョン（案）について、地域で話し合いを持ち、営農のしくみや運営方法について理解を深めてもらいましょう。

同じことを何回も検討しないように、議事録を作成して回覧したり、はじめに前回の議論を確認したりするなどの工夫をし、話し合いを進めましょう。

リーダーやサブリーダーが自信を持って集落法人について説明することができるようになったら、アンケートを実施し、集落や自分の営農の現状や法人化への関心などについて聞くことも有効です（アンケート調査事例2参照）。

【参照】 II 集落法人設立までのステップ 4 アンケート調査の方法 (28 ページ)

(8) 法人設立準備委員会設置

この時点で、地域の中で法人化に賛同する何人かで法人設立準備委員会を設置します。反対者へは根気よく、膝を交え、話し合いを持ちましょう。ただし、これまでの事例からすると、全戸の賛成というのは困難と思われるので、どの程度の賛成で進めるのか、目標ラインを別に決めておきましょう。

(9) 発起人会の設置

法人設立が決まったら、発起人会を設置します。発起人会において、定款の作成、役員を選任、その他設立に必要な行為を行います。